

# 副本

平成29年(ネ)第5558号 損害賠償請求控訴事件

控訴人(一審原告) 遠藤行雄ほか31名

被控訴人(一審被告) 国

## 求 釈 明 書

平成30年5月17日

東京高等裁判所第22民事部 御中

一審被告国訴訟代理人弁護士

樋渡利美



同指定代理人

鈴木和孝



村橋摩世



大友亮介



桐谷康文



吉光正文



前田和樹



小木曾貴子



柏崎友紀江



今井志津



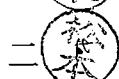
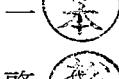
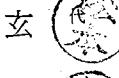
飯塚晴久



宇波なほ美



野田谷 大地	
澁 谷 正樹	
佐々木 亮	
松 本 亮一	
森 智也	
松 田 朋子	
磯 貝 泰輔	
松 本 和典	
小 森 貴代美	
渡 邊 韶	
米 山 理	
岩 下 隆 広	
内 藤 晋太郎	
高 橋 正史	
小 川 哲	
武 田 龍夫	
田 中 博	
前 田 后穗	
森 川 久範	
内 山 則之	
中 野 浩	

世良田	鎮	
豊 島 広 史		
谷 川 泰 淳		
岩 佐 一 志		
小 野 祐 二		
小山田 巧		
川 崎 憲 二		
中 川 淳		
止 野 友 博		
御器谷 俊 之		
片 野 孝 幸		
木 原 昌 二		
岡 本 肇		
建 部 恭 成		
小 林 貴 明		
柏 木 智 仁		
村 上 玄		
秋 本 泰 秀		
照 井 裕 之		
正 岡 秀 章		
義 崎 健		

田 尻 知 之  
宮 本 健 治  
角 谷 愉 貴  
伊 藤 岳 広  
大 塚 恭 弘  
西 崎 崇 德  
山 田 創 平  
大 浅 田 薫  
岩 田 順 一  
岩 崎 拓 弥  
安 達 泰 之  
森 野 央 士  
高 城 潤  
河 田 裕 介  
浅 海 風 音  
吉 永 航  
杉 原 裕 子  
吉 倉 宏 明  
高 野 菊 雄  
清 水 行 生  
山 瀬 大 悟

森 本 卓 也



水 越 貴 紀



宇田川 徹



和 田 啓 之



林 直 紀



## 第1 釈明を求める理由

一審被告国は、控訴答弁書を提出したところであるが、一審原告らの主張内容に不明確な点があるため、十分に反論できなかつた部分がある。そこで、一審被告国は、一審原告らに対し、後記第2の事項について明らかにするよう釈明を求める次第である。

なお、略語については、原判決及び控訴答弁書の例による。

## 第2 求釈明事項

1 一審原告らの主張する結果回避措置が前提とする想定津波は、「長期評価」に基づく2008年試算による津波水位、すなわち発電所敷地南側で津波高O. P. +15.7メートルとなった試算結果という理解でよいか。

仮に、一審原告らが、上記2008年試算を前提としないのであれば、どのような想定津波を前提とした主張なのか、その根拠も含めて明らかにされたい。

2 (1) 一審原告らは、訴状において、一審被告国が一審被告東電に講じさせるべき措置の一つとして「防潮堤の設置」を挙げ（訴状113及び120ページ等）、その後、一審原告ら原審第47準備書面において、「防潮堤の設置」に係る主張を撤回したかに見えたが（同準備書面70ページ）、一審原告ら原審第56準備書面では、「防潮堤の設置」を再度列挙し（同準備書面28及び34ページ）、原審の最後に提出された一審原告ら原審最終準備書面一第三分冊一には、「防潮堤の設置」が挙げられていなかった。他方で、一審原告らは、控訴理由書において、「想定津波に対応した防潮堤を設置すれば十分、ということではなくて、もし防潮堤を越えて津波による浸水が生じても施設の水密化や防潮扉による電源設備の保護を行」（一審原告ら控訴理由書1・135ページ）うべきであったなどと主張しており、「防潮堤の設置」を結果回避措置として排除しているわけではないよ

うにも見える。そうすると、現時点で、一審原告らが結果回避措置として「防潮堤の設置」に係る主張を維持しているのか否かが必ずしも明確でない。そこで、一審原告らが、結果回避措置として「防潮堤の設置」に係る主張を維持しているのか否かを明らかにされたい。

(2) 仮に、上記(1)において、一審原告らが、結果回避措置として「防潮堤の設置」に係る主張を維持しているのであれば、当該措置によって、本件事故を回避できたかどうかを論じる上では、防潮堤に対して加わる津波の波圧や浸水継続時間、津波高さの時間的変化、浸水量の時間的変化等が重要になる。そこで、一審原告らが、これらの点について、どのような数値を前提としているのかを明らかにされたい。また、一審原告らは、それらの数値を前提として、具体的にどのような防潮堤(設置場所のほか、規格や素材などの主要諸元)を設置すべきであったと主張しているのかを明らかにされたい。

(3) 次に、一審原告らは、結果回避措置として、①タービン建屋の水密化、②非常用電源設備等の重要機器の水密化、独立性の確保の各措置を主張しているが、これらの措置によって、本件事故を回避できたかどうかを論じる上では、前記(2)と同様に、これらの措置に対して加わる津波の波圧や浸水継続時間、津波高さの時間的変化、浸水量の時間的変化等が重要になる。そこで、一審原告らが、これらの点について、どのような数値を前提としているのかを明らかにされたい。また、一審原告らは、それらの数値を前提として、具体的にどのような措置(設置場所のほか、規格や素材などの主要諸元)を講じるべきであったと主張しているのかを明らかにされたい。

(4) また、一審原告らは、結果回避措置として、③給気口の高所設置又はシュノーケル設置、④外部の可搬式電源車の配置の各措置を主張しているが、これらの措置によって、本件事故を回避できたかどうかを論じる上では、その設置場所や仕様が重要になる。そこで、一審原告らは、具体的にどの

ような措置(設置場所のほか、規格や素材などの主要諸元)を講じるべきであつたと主張しているのかを明らかにされたい。

(5) 以上に加え、一審原告らは、本件事故以前のいかなる科学的・工学的根拠に基づいて、一審原告らが主張する各結果回避措置を講じることができたと主張しているのかを明らかにされたい。

3 一審原告らは、個々の結果回避措置についての主張する一方で、それらの結果回避措置の組み合わせについては必ずしも明確に主張していないため、一審原告らは、個々の結果回避措置については、その中の一つでも講じていれば本件事故を回避できたと主張しているのか、それとも、それらの結果回避措置のうち幾つかの措置を組み合わせることで本件事故を回避できたと主張しているのかが明らかでない。そこで、この点について、一審原告らは、どちらの主張をしているのかを明らかにされたい。

そして、仮に、一審原告らの主張が後者であるのであれば、一審原告らは、具体的に、どのような組み合わせで結果回避措置を講じていれば、本件事故を回避できたと主張しているのか、その根拠も含めて明らかにされたい。

以上